

## 山梨県医療施設耐震化促進事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1 山梨県医療施設耐震化促進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 この補助金は、医療施設耐震診断事業及び医療施設耐震整備事業（新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強）に対して補助することにより、山梨県地域保健医療計画に基づく医療施設における安全性の向上と震災時における適切な医療体制の維持を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3 この補助金の交付の対象は、次のとおりとする。

- (1) 医療施設耐震診断事業は、「医療施設耐震化促進事業実施要綱」（平成18年9月19日医政発第0919004号厚生労働省医政局長通知の別添）に基づき、病院群輪番制病院その他災害時における医療提供に必要な医療機関であると知事が認めるものが実施する耐震診断を交付の対象とする。
- (2) 医療施設耐震整備事業は、「医療施設耐震整備事業実施要綱」（平成18年10月12日医政発第1012003号厚生労働省医政局長通知の別紙）に基づき、病院群輪番制病院その他災害時における医療提供に必要な医療機関であると知事が認めるもの、又は「医療施設耐震工事等施設整備事業実施要綱」（平成12年11月22日健政発第1325号厚生省健康政策局長通知の別紙）に基づき、平成7年に施行された地震防災特別措置法第2条に基づいて都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた医療施設の開設者が行う、地震防災上緊急に整備すべき耐震整備を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (1) 医療施設耐震診断事業

ア 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

#### (2) 医療施設耐震整備事業

ア 別表2の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。

イ アにより選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較していずれか少ない方の額に、第3欄に定める調整率及び第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、医療施設耐震診断事業にあつては別紙様式1-1、医療施設耐震整備事業にあつては別紙様式1-2による申請書を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の方法)

第6 この補助金は、事業完了後精算払とする。

(実績報告)

第7 補助事業者は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、医療施設耐震診断事業にあつては別紙様式4-1、医療施設耐震整備事業にあつては別紙様式4-2による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8 この補助金には、医療施設耐震診断事業にあつては次の(1)から(6)までの条件を、医療施設耐震整備事業にあつては次の(1)から(10)までの条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、事業内容の変更(医療施設耐震整備事業にあつては、建物の設置予定敷地内における建物の設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微なもの及び建物の規模、構造又は用途の変更で機能を著しく変更しない軽微なもので補助金の額の増額を伴わないものを除く。)しようとする場合には、別紙様式2により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式3により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式6により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部

を知事に納付させることがある。

- (7) 補助事業者は、交付決定を受けた年度の12月末日現在の事業の遂行状況について、翌月10日までに別紙様式5により知事に報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物（以下「取得財産等」という。）については、知事が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (9) 補助事業者は、取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとする場合は、財産処分承認申請書（別紙様式7）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。知事は、承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (10) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

（その他）

第9 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は知事が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年12月3日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表1

1 基準額	2 対象経費
3,000千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費

別表2

1 基準額	2 対象経費	3 調整率	4 補助率
2,300㎡（基準面積） × 32,700円  建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	0.95	0.66

